

田原市トンネル個別施設計画

令和2年3月

田原市 建設部 維持管理課

目次

1 施設の現状と課題

- (1) 現状と課題.....1
- (2) 計画対象施設と建設後の経過年数.....1

2 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

- (1) 基本方針.....2
- (2) 定期点検、診断、措置、記録.....2

3 今後の点検・修繕計画

- (1) 計画期間.....3
- (2) 対策の優先順位の考え方.....3
- (3) 施設の状態・対策内容の実施時期・対策費用.....3

- (別表1) 田原市のトンネル点検・修繕計画.....4

1 施設の現状と課題

(1) 現状と課題

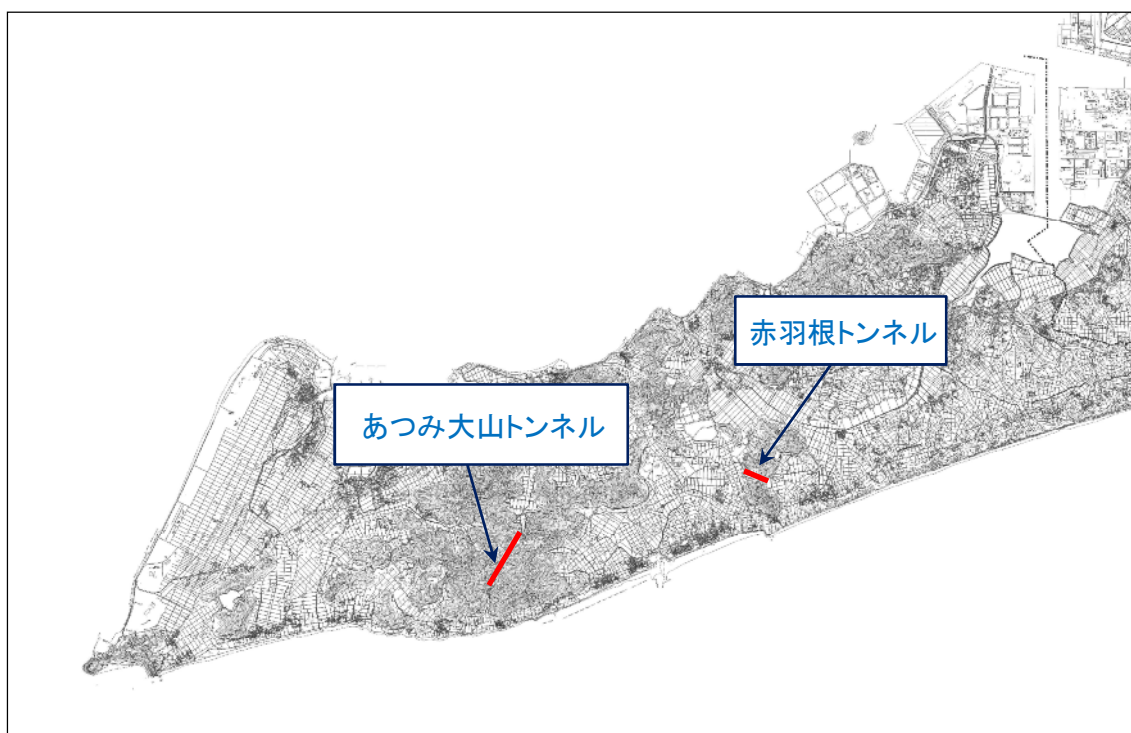
田原市が管理する供用中のトンネルは、令和2年3月末日で現在2箇所、総延長1,671mです。

令和元年度に点検を行った結果、あつみ大山トンネルにおいて早期措置段階構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態と判定されている。このことから、定期的な点検による確実な状況把握、点検結果に基づく確実な対策が必要となります。

(2) 計画対象施設と建設後の経過年数

計画対象トンネル、建設後の経過年数は、下表のとおりです。

トンネル名	路線名	延長	供用年度	経過年数
あつみ大山トンネル	土田伊川津線	1,230m	平成16年(2004)	15年
赤羽根トンネル	尾村崎赤羽根東山線	441m	平成6年(1994)	25年
	(総延長)	1,671m		



2 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

(1) 基本方針

平成 24 年 12 月 2 日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、平成 26 年 7 月に、全ての道路管理者は、近接目視による道路施設の定期点検を 5 年に 1 度行うことが義務付けられました。

これを受けて老朽化対策の本格実施にあたり「点検」⇒「診断」⇒「措置」⇒「記録」というメンテナンスサイクルを着実に回し、適切な維持管理に努めていきます。

(2) 定期点検、診断、措置、記録

① 点検

田原市が管理するトンネルの定期点検は、「道路トンネル定期点検要領（平成 26 年 6 月）」に基づき実施し、5 年に 1 回の頻度で定期点検を行いトンネルの健全性を確認します。

② 診断

トンネルの健全性の診断を行い、診断結果により次表のとおり区分します。

区 分		状 態
I	健全	健全構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	予防保全段階構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	早期措置段階構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	緊急措置段階構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

③ 措置

点検・健全性の診断の結果に基づき、道路施設の機能や耐久性等を回復させることを目的に、対策や監視を行います。

④ 記録

各種点検結果や補修等の履歴を記録、保存します。

3 今後の点検・修繕計画

(1) 計画期間

今後、実施する維持管理は、適切な時期に適切な修繕を実施するため、計画的な維持管理に転換するとともに、施設の長寿命化による維持管理・更新費用の縮減が重要です。

計画期間は、5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかになるよう10年とします。

(2) 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講じます。

対策の優先順位の考え方として、下記について勘案し計画的に修繕を行っていきます。

- ① 損傷度合（判定区分Ⅳ＞判定区分Ⅲ＞判定区分Ⅱ 等）
- ② 損傷が第三者に与える影響（アーチ部＞側壁部 等）
- ③ 路線の重要度（通行者の数、迂回路の有無 等）

(3) 施設の状態・対策内容の実施時期・対策費用

田原市が管理するトンネル2箇所について、施設の状態、対策内容の実施時期、対策費用は（別表1）「田原市のトンネル点検・修繕計画」のとおりです。

(別表1) 田原市のトンネル点検・修繕計画

R02.3現在

番号	施設名	所在地	延長 (m)	供用 年度 (西暦)	供用 後経 過数	点検計画										点検記録		修繕計画										概算修 繕金額 (百万円)	対策内容				
						R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	実施 年度	判定 区分	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10						
①	あつみ大山 トンネル	和地町	1,230	2004	15	●					○						R01	III			○											10	導水樋工
②	赤羽根 トンネル	高松町	441	1994	25	●					○						R01	II															

※点検結果等により、計画は随時更新する。

判定区分	
I	健全
II	予防保全段階
III	早期措置段階
IV	緊急措置段階